

事件名：「まいどおおきに食堂」「めしや食堂」事件	法分野：不正競争
大阪地方裁判所平成19年7月3日判決 (http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070704153844.pdf)	
<p>【事案の概要】</p> <p>本件は、飲食店を営む原告が、a 主的に、原告の営業表示「ごはんやまいどおおきに 食堂」(原告表示)と類似する「めしや食堂」という表示(被告表示)を使用する被告の行為は、不正競争防止法2条1項2号又は1号の不正競争に当たると主張し、b 予備的に、被告店舗の外観に原告店舗の外観と類似する外観を使用する被告の行為は、不正競争防止法2条1項2号又は1号の不正競争に当たり、仮にそうでないとしても、民法上の不法行為を構成すると主張して、被告に対し、被告表示中の「食堂」の表示及び被告表示等の使用の差止め及び廃棄等並びに損害金の支払を求めた事案である。</p>	
<p>【争点】</p> <p>(1) 被告による被告表示の使用は不正競争防止法2条1項2号又は1号の不正競争に当たるか。 被告表示は原告表示に類似するか。(争点1)</p> <p>(2) 被告による被告店舗外観の使用は不正競争防止法2条1項2号又は1号の不正競争又は不法行為に当たるか。 ア原告店舗外観は営業表示に当たるか。(争点2) イ被告店舗外観は原告店舗外観に類似するか。(争点3) ウ被告による被告店舗外観の使用は不法行為を構成するか。(争点4)</p> <p>(3) 原告の損害(争点5)</p>	
<p>【争点に対する判断】(結論：X 敗訴)</p> <p>(1) 被告表示は原告表示に類似せず、被告表示の使用は不正競争防止法2条1項2号又は1号の不正競争に当たらない。 〔理由の要点〕 原告表示は「ごはんやまいどおおきに(しょくどう) しょくどう」又は「まいどおおきに(しょくどう)」との呼称を生じさせるのに対し、被告表示は「めしやしょくどう」又は「めしや」の呼称を生じさせるものであって、両者が類似しないことは明らか。なお、両者は「食堂」の部分で共通するが、同部分のみから営業主体の識別標識としての呼称、観念を生じさせるものとはいえないから、同部分が共通するからといって、両表示が類似するということとはできない。</p> <p>(2) 原告店舗外観と被告店舗外観のその他の個々の構成要素に共通点があることを考慮しても、被告店舗外観が原告店舗外観に全体として類似するとは到底認められないというべきであり、したがって、需要者が被告店舗と原告店舗の営業主体を誤認混同する恐れがあるとは認められない。 〔理由の要点〕 原告は、原告店舗外観及び被告店舗外観の個々の構成要素を取り出してその共通点を挙げるのみで、その全体としての店舗外観について十分特定しているとはいえない。特に、原告は、当裁判所の再三にわたる釈明にもかかわらず原告店舗外観に対応する全体としての被告店舗外観を適確に特定しているとはいえない。店舗外観全体の類否を検討するに当たっては、単に、店舗外観を全体として見た場合の漠然とした印象、雰囲気や、当該店舗外観に関するコンセプトに似ている点があるというだけでは足りず、少なくとも需要者の目を惹く特徴的なし主要な構成部分が同一であるか著しく類似しており、その結果、飲食店の利用者たる需要者において、当該店舗の営業主体が同一であるとの誤認混同を生じさせる客観的なおそれがあることを要すると解すべきである。原告店舗外観と被告店舗外観において最も特徴があり、かつ主要な構成要素として需要者の目を惹くのは、まず、店舗看板とポール看板というべきであるが、これら構成要素は類似しておらず、店舗看板とポール看板の相違点が、原告店舗外観及び被告店舗外観の全体の印象、雰囲気等に及ぼす影響は大きいものというべきであり、また、その他、木目調メニュー看板、ボード状メニュー看板、外装の配色にも軽視し得ない相違点がある。</p> <p>(3) 被告店舗外観が原告店舗外観に類似していない以上、被告による被告店舗外観の使用は、原告の法律上の保護に値する利益を侵害するものとはいえないから、民法上の不法行為を構成するものでもない。</p>	

【コメント】店舗外観全体が営業表示性を取得し得ることを前提に、その類否判断の規範が示されている点が参考となる。